

質問書に対する回答 7

件名	関越自動車道 大泉高架橋補修工事
----	------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	工事円滑化ガイドライン 工事円滑化に向けた取組み (4つの柱)	働き方改革及び工事円滑化に向けた取組み（工事円滑化ガイドライン）を、発注者様と受注者が共に理解し積極的に取り組む、実施する、実施して頂ける案件でしょうか？御教授願います。	その通りお考え下さい。
2	特記仕様書22-6-1 事前調査	現設計図書に対して現地で事前調査を実施し、現設計図書との相違点を監督員様に結果報告するまでの費用は単価に含まれており、新たに実施する設計業務に関わる費用は単価に含まれていないとの解釈で宜しいでしょうか？御教授願います。	特記仕様書22-6-1に記載のとおり、事前調査により確認された設計図書等との相違点を監督員に報告するための費用は関連する単価項目に含まれます。なお、新たな比較検討や構造計算を伴う設計を監督員が必要と判断し指示を行った場合は、それに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとお考え下さい。
3	特記仕様書24 補足事項	設計図書の変更及び追加についてですが、監督員様からの指示による現地調査、調査の報告、資料の作成、図面の作成、新たな設計図書の作成等に係る費用（労務費、諸雑費）は監督員様と受注者で協議して定める費用に含まれますか？御教授願います。	土木工事請負契約における設計変更ガイドラインV.2.2(4)に該当する内容やV.2.2(8)の補助業務の範囲を超える内容を監督員が必要と判断し指示を行った場合は、それに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとお考え下さい。